

長期優良住宅建築等計画(変更)認定申請 必要図書一覧表 [尼崎市]

- 1 申請にあたっては、明示すべき事項を確認し、下記の番号順に整理してください。
(* 申請に必要な部数は、正本・副本各1部です。(A4紙ファイル綴))
- 2 添付図書等の不足している場合は、受付できないことがありますので注意してください。
- 3 居住環境・災害配慮基準により、認定できない区域がありますので注意してください。

申請に必要な図書 (添付順)	新築	増改築	備考
1 認定申請書(正・副、所定様式)			
2 委任状			申請者本人以外が申請する場合
3 尼崎市住環境整備条例第23条事前協議申請書副本の写し			完了を示す表紙 条件として付された意見一覧
4 確認済証の写し(1面～6面を含む)			
5 品確法にて定めている確認書等			正本に写し、副本に原本を添付してください。
6 維持保全計画書			申請書第四面の2欄において別紙添付する場合
7 災害配慮基準に関する確認書	/	/	地域指定があれば必要
8 図面・計算書			
付近見取図			
配置図			
各階平面図			
床面積求積図			階段部分の求積図を記載
用途別床面積表			少なくとも一の階の床面積(階段部分を除く)が40㎡以上であることを明示してください。
二面以上の立面図			
断面図又は矩計図			申請書第二面の7欄に記載の最高の高さ及び最高の軒の高さを記載
9 既に認定を受けた計画の認定通知書の写し	-		
10 状況調査書	-		原則として、インスペクションの技能を有する建築士が行い、現況調査において認められた劣化事象は増改築工事において補修するものとし、その対応について設計内容説明書に明記する。 また、建設住宅性能評価(既存住宅)における現況検査・評価書で代用することも可能です。
11 その他の図書 (図書名:)			

※ 次の場合、維持保全計画の審査等に支障ない限り、図書の添付を省略できます。

① 当該建物の一部が既に計画認定を受けている場合

② 一の建築物において複数の住宅の申請を同時に行う場合における共通図書を他のいずれかの申請書に添付した場合

※ 総合設計制度を使用する場合、3及び4の書類(事前協議申請書副本及び確認済証の写し)は不要とし、関係部署との事前協議の進捗具合を確認します。

※ 添付図書の状況により追加で書類を求める場合があります。(施行規則第2条に定めるもの等)